

東京都福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル

平成 31 (2019) 年 3 月

東京都

はじめに

東京都は、高齢者や障害者を含めた全ての人が安全で、安心して、快適に暮らし、訪れることができる社会の実現に向けて、平成7年に東京都福祉のまちづくり条例を制定し、都独自の整備基準による施設の整備等に取り組んできました。

このマニュアルは、全ての人が施設を円滑に利用できるようにするための「整備基準」について、図解も含めて詳しく解説するとともに、より高い水準である「望ましい整備」についても説明し、事業者や設計者の方々が建築物等を設計する上で必要となる事項を盛り込んでいます。

前回のマニュアル改訂から4年が経過し、東京2020大会の開催決定等を踏まえ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」の改正、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の策定など、バリアフリーに関する基準の見直しがされています。

これらの内容を踏まえ、東京都福祉のまちづくり条例施行規則においても、観覧席・客席におけるサイトラインや宿泊施設の客室、公共交通施設に関する基準の改正を行うなど、バリアフリー化の一層の推進を図ることとし、今回のマニュアル改訂にも反映させています。

このマニュアルが、事業者及び設計者をはじめ、都民の皆様方が、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを進める一助となることを期待いたします。

平成31年3月

東京都福祉保健局長 内藤 淳